



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 条例

- \*49 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- \*50 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)
- \*51 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例 ( " )

### 公布された条例のあらまし

#### ◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 条例概要  
県の組織改正に伴い、規定の整備を行いました。(第18条関係)
- 2 施行期日  
平成21年4月1日から施行します。

#### ◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

- 1 条例概要  
地方税法等の一部改正に伴い、不動産取得税、自動車取得税及び軽油引取税の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。
  - (1) 不動産取得税  
住宅及び土地の取得に係る標準税率及び課税標準の特例措置の適用期限を3年延長しました。(附則第10項の3及び第10項の8関係)
  - (2) 自動車取得税  
自動車取得税を目的税から普通税としました。(第2章第7節関係)  
新車の低公害車及び低燃費車について、税率の特例措置を講じました。(附則第15項の2及び第15項の3関係)  
低公害車の税率の特例措置について、対象を中古自動車とした上で、その適用期限を3年延長しました。(附則第16項から第17項の3まで関係)  
低燃費車の税率の特例措置について、対象を中古自動車としました。(附則第17項の4から第17項の7まで関係)
  - (3) 軽油引取税  
軽油引取税を目的税から普通税としました。(第2章第7節の2関係)  
船舶の動力源等に係る軽油の引取りについて、引き続き課税免除措置を講じました。(附則第19項関係)
- 2 施行期日  
平成21年4月1日から施行します。

#### ◇近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 条例概要
  - (1) 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正  
不動産取得税の税率の特例の期限を平成22年3月31日まで延長することとしました。(付則第3項関係)
  - (2) 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正  
不動産取得税の税率の特例措置を平成23年3月31日まで延長することとしました。(附則第2項関係)

(3) 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例

事業税の課税標準の算定の特別措置を平成 22 年 3 月 31 日まで延長することとしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 49 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年和歌山県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「振興局総務企画室」を「振興局地域振興部」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 50 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 節 削除」を「第 7 節 自動車取得税(第43条-第56条)」「第 1 節 自動車取得税(第99条-第110条の2)」「第 7 節の 2 軽油引取税(第57条-第58条の28)」に、第 2 節 軽油引

取得税(第99条-第110条の2)を取税(第111条-第131条)を「第 1 節及び第 2 節 削除」に改める。

第 3 条第 1 項中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、第 7 号を第 9 号とし、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 自動車取得税

(8) 軽油引取税

第 3 条第 2 項中「次に掲げるもの」を「狩猟税」に改め、同項各号を削る。

第 3 条の 2 第 1 項第 5 号中「第 105 条及び第 106 条」を「第 49 条及び第 50 条」に改める。

第 4 条の 2 第 2 項中第 10 号及び第 11 号を削り、第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、第 7 号を第 9 号とし、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 自動車取得税 自動車の主たる定置場の所在地

(8) 軽油引取税 第 57 条第 1 項の特約業者若しくは元売業者の引渡しに係る軽油の納入地(県内に事務所又は事業所を有する特約業者又は元売業者にあつてはその所在地、県内に事務所又は事業所を有し

ない特約業者又は元売業者にあつてはその主たる納入地）又は同条第 3 項の特約業者若しくは元売業者の事業所、同条第 4 項の石油製品販売業者の事業所、同条第 5 項の自動車の主たる定置場若しくは同条第 6 項の軽油を所有している者の事務所若しくは事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地第 2 章第 7 節を次のように改める。

#### 第 7 節 自動車取得税

（自動車取得税の納税義務者等）

第43条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第 2 条第 2 項に規定する自動車（施行令第42条に規定する自動車の付加物を含む。）をいい、同法第 3 条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他施行令第42条の 2 に規定する自動車の取得を含まないものとする。

（自動車取得税のみならず課税）

第44条 前条第 1 項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があったときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第42条の 2 に規定する自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第 7 条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第 1 項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第59条第 1 項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第97条の 3 の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合は、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の課税標準）

第45条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、施行規則第 8 条の14に規定するところにより算定した金額（以

下この項において「通常取引価額」という。)を前項の取得価額とみなす。

- (1) 無償でされた自動車の取得
- (2) 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で施行令第42条の5第1項に定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で当該自動車に係る通常取引価額と異なる取得価額によるもの
- (3) 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第553条の負担付贈与(被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第1002条第1項の負担付遺贈を含む。)に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得
- (4) 前条第3項又は第4項の規定により自動車の取得があったものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第46条 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

(自動車取得税の免税点)

第47条 自動車の取得価額が15万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第48条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第49条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、自動車取得税申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

- (1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時
- (2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)
- (3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)
- (4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税額を納付する場合(当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、申告書又は修正申告書に証紙をはってしなければならない。ただし、当該自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を証紙代金収納計器の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。証紙の様式その他証紙の取扱いについて必要な事項は、規則で定める。

3 自動車取得税の納税義務者は、前項の証紙をはることに代えてその額面金額に相当する現金を納付す

ることができる。この場合においては、知事は、申告書又は修正申告書に納税済印を押さなければならない。

4 第 2 項の修正申告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車を譲渡した者の住所及び氏名又は名称
- (3) 自動車の取得がされた年月日
- (4) 自動車の取得の原因
- (5) 自動車の種類、用途、車名及び型式
- (6) 自動車の定置場
- (7) 自動車の取得に係る既に納付の確定した自動車取得税額
- (8) 自動車の取得に係る課税標準額及び自動車取得税額
- (9) 前号の自動車取得税額に相当する金額から第 7 号の自動車取得税額に相当する金額を控除した金額
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（自動車取得税の報告）

第 50 条 自動車の取得をした者は、その取得価額が 15 万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第 11 条第 2 項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、前条第 1 項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに、自動車取得税報告書を知事に提出しなければならない。

（譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等）

第 51 条 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から 6 月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から 6 月以内の期間を限って、当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 前項の申告は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書によらなければならない。

- (1) 納税者の住所及び氏名又は名称
- (2) 譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称
- (3) 譲渡担保財産の設定年月日
- (4) その他知事において必要と認める事項

4 第 2 項の規定による徴収の猶予がされた場合には、その徴収の猶予がされた税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予がされた期間に対応する部分の金額を免除する。

5 知事は、第 2 項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第 1 項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。

6 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第 1 項の規定の適用があることとなったときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

7 前項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によらなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称
- (3) 譲渡担保財産の設定年月日及び譲渡担保権者から譲渡担保財産設定者に当該譲渡担保財産を移転した年月日
- (4) 還付を受けようとする徴収金額及びその納付年月日
- (5) その他知事において必要と認める事項

8 知事は、第 6 項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

(自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

第52条 自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないこと又は当該自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることにより、当該自動車の取得の日から 1 月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によらなければならない。

- (1) 納税者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車を返還した理由
- (3) 還付又は免除を受けようとする税額

3 前条第 8 項の規定は、第 1 項の規定により自動車取得税額を還付する場合について準用する。

(自動車取得税の課税免除)

第53条 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業及びへき地巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得に対しては、知事の承認を受けたものに限り自動車取得税を課さない。

2 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の救急自動車及びへき地巡回診療の用に供する自動車（日本赤十字社の取得に係るものを除く。）に係る自動車の取得に対しては、知事の承認を受けたものに限り自動車取得税を課さない。

3 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する市町村の消防団の消防専用自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(廃止路線代替バス車両の自動車取得税の減免)

第54条 知事は、旅客自動車運送事業を営業者が、輸送人員の減少等により運行の維持が困難になったため地域住民の生活に必要なバス路線が廃止された場合において、当該廃止された路線の運行系統の輸送目的と同じ輸送目的により運行の用に供する自動車を取得したときは、その者の申請に基づき当該自動車の取得に対して課する自動車取得税を減免することができる。

(身体障害者等に対する自動車取得税の減免)

第55条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対し、当該自動車の取得をした者の申請に基づき自動車取得税を減免することができる。この場合において、減免することができる自動車取得税の限度額は、第1号及び第2号に該当する場合にあってはその全額、第3号及び第4号に該当する場合にあっては身体障害者等（身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。）の利用に供するための構造変更又は身体障害者等が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車等に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

(1) 次に掲げる自動車のうち、身体又は精神に障害があるため、歩行することが困難である身体障害者等1人について1台に限り、知事が必要と認めるものの取得

ア 身体障害者又は戦傷病者が取得する自動車であって、当該身体障害者又は当該戦傷病者が運転するもの

イ 身体障害者等が取得する自動車（身体障害者で年齢18歳未満のもの、知的障害者又は精神障害者にあっては、その者と生計を一にする者が取得する自動車を含む。）であって、当該身体障害者等と生計を一にする者が当該身体障害者等のために運転するもの

ウ 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が取得する自動車であって、当該身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転するもの

(2) 構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車であると認められるものの取得

(3) 身体障害者等以外の者の利用に供する自動車で構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められるものの取得

(4) 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされたと認められる自動車で、営業用のものの取得

2 前項第1号に該当することにより自動車取得税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した減免申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。

(1) 減免を受ける者の住所及び氏名並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2) 身体障害者等の住所、氏名及び年齢

(3) 自動車を運転する者の住所及び氏名並びに身体障害者等との関係

(4) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(5) 自動車の登録番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

(6) その他知事が必要と認める事項

3 第1項第2号から第4号までの規定に該当することにより自動車取得税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した減免申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してこれを知事に提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の住所及び氏名

(2) 自動車の登録番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

## (3) その他知事が必要と認める事項

（自動車取得税に係る不足金額等の納付手続）

第56条 自動車取得税の納税者は、法第129条第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第132条第5項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第133条第4項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。）及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納付書によって納付しなければならない。

第7節の次に次の1節を加える。

## 第7節の2 軽油引取税

（軽油引取税の納税義務者等）

第57条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前2項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、1気圧において温度15度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和32年法律第55号）第2条第1項に規定する揮発油（同法第6条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下この節において同じ。）以外のもの（同法第16条又は第16条の2に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（法第144条の32第1項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前3項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この節において「石油製品販売業者」という。）が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し、若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（法第144条の32第1項第1号若しくは第2号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、県内に主たる定置場が所在する自動車の保有者（自動

車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、法第144条の32第1項第4号の規定により消費の承認を受け、又は同条第6項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

- 6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第58条の24において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で施行令第43条の2の規定により算定したものを課税標準として、その者に課する。

（軽油引取税のみならず課税）

第58条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

- (1) 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
  - (2) 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
  - (3) 法第144条の6に規定する軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
  - (4) 法第144条の6に規定する軽油の引取りを行った者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
  - (5) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡
  - (6) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入
- 2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができるものと認められる炭化水素油で施行令第43条の3に規定するものを除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第1号又は第2号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。
- 3 特約業者又は元売業者は、軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造する場合においては、あらかじめ当該軽油の使用量並びに当該炭化水素油の種類及びその数量その他知事において必要があると認める事項を記載したブレンド届出書を知事に提出しなければならない。ただし、当該炭化水素油の製造が

緊急を要する場合においては、事後に届出をすることができる。

- 4 第 1 項第 3 号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した施行規則第16号の15様式の免税軽油譲渡届出書を知事に提出して免税軽油譲渡承認書の交付を受けなければならない。

（軽油引取税の補完的納税義務）

第58条の 2 法第144条の32第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に違反して都道府県知事の承認を受けずに製造された軽油について、第57条第 4 項又は前条第 1 項第 5 号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で施行令第43条の 5 に規定するものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

- 2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の法第144条の 2 第 4 項に規定する事業所若しくは前条第 1 項第 5 号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

（軽油引取税の課税免除）

第58条の 3 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第58条の 9 第 4 項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

- (1) 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
- (2) 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

（特約業者の指定等）

第58条の 4 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者（その経営の基礎その他の事項を勘案して施行令第43条の 9 の規定に該当する者を除く。）で、県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定するものとする。

- 2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して 1 年とする。ただし、仮特約業者が次条第 1 項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

- 3 知事は、第 1 項の規定による指定を受けた仮特約業者が施行令第43条の 9 又は第43条の10の規定に該当するときは、当該仮特約業者の指定を取り消すことができる。

第58条の 5 知事は、前条第 1 項の規定による指定を受けた仮特約業者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の施行令第43条の11に規定する要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による指定を受けた特約業者が同項に規定する要件に該当しなくなったとき又は施行令第43条の12に規定する要件に該当するときは、当該特約業者の指定を取り消すことができる。

3 知事は、法第144条の9第4項の規定による関係都道府県知事からの特約業者の指定の取消しの請求があった場合において、必要があると認めるときは、当該特約業者の指定を取り消さなければならない。

（軽油引取税の税率）

第58条の6 軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき、1万5,000円とする。

（軽油引取税の徴収の方法）

第58条の7 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第57条第3項から第6項まで又は第58条の規定によって軽油引取税を課する場合及び特別の必要があつて知事が指定する場合における徴収については、申告納付の方法による。

2 法第144条の22第4項又は第144条の25第5項の規定によって軽油引取税を課する場合における徴収については、普通徴収の方法による。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第58条の8 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

2 軽油引取税の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

（軽油引取税の特別徴収の手続）

第58条の9 軽油引取税の特別徴収義務者は、県内に現実の納入を伴う軽油の引取りに対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下この節において「課税標準量」という。）及び税額並びに第58条の3又は法第144条の6の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した施行規則第16号の10様式の軽油引取税納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

3 前項の課税標準量は、特約業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に100分の1を乗じて得た数量を控除して得た数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量の100分の0.3を乗じて得た数量を控除して得た数量とする。

4 第2項の場合において、第58条の3又は法第144条の6の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、施行規則第8条の37に規定するところにより、次条第4項に規定する登録特別徴収義務者は、免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して知事の承認を受けなければならない。

5 次条第4項に規定する登録特別徴収義務者は、第2項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第58条の10 第58条の8第1項の規定によって軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合にはその5日前までに、事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日の5日後までに、その引渡し

に係る軽油の納入が行われることとなった場合にはその納入の日の属する月の翌月末日までに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合

- ア 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- イ 事務所又は事業所の所在地及び名称並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
- ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要
- エ 事務所又は事業所の事業開始年月日
- オ アからエまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(2) 事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合

- ア 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- イ 事務所又は事業所の所在地及び名称並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
- ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要
- エ 特別徴収義務者として指定された日
- オ アからエまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(3) 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合

- ア 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- イ 軽油の納入地
- ウ 当該納入を受ける者の住所及び氏名又は名称
- エ アからウまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

3 知事は、第 1 項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知するものとする。

4 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。）は、登録をした事項に変更を生じた場合においては、変更を生じた日から 5 日以内に、登録の変更を申請しなければならない。

5 知事は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があつたとき又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなったときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

- (1) 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなったこと。
- (2) 県内において 1 年以上当該登録特別徴収義務者から軽油の納入が行われないこと。

7 知事は、登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付等)

第58条の11 知事は、前条第1項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課された者であることを証する施行規則第16号の11様式の証票を交付するものとする。

2 前項の証票の交付を受けた者は、これを事務所又は事業所の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

3 第1項の証票の交付を受けた者は、軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した場合又は事務所若しくは事業所を廃止した場合には、その消滅し、又は廃止した日から10日以内にその証票を知事に返さなければならない。

（軽油引取税に係る免税の手続）

第58条の12 法第144条の6に規定する用途に供するため、同条の規定によってその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下この節において「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする同条に規定する者（以下この節において「免税軽油使用者」という。）は、あらかじめ、知事に施行規則第16号の16様式の免税軽油使用者証交付申請書又は施行規則第16号の17様式の免税軽油使用者証共同交付申請書を提出して、免税軽油使用者証の交付を受けておかななければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が法第144条の6に規定する用途に該当しないときその他施行令第43条の15第15項各号に掲げるときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

3 免税軽油使用者証の有効期間は、交付の日から起算して3年とする。

4 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に異動があった場合においては、遅滞なく知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。法第144条の21第4項の規定により知事が返納を命じた場合又は免税軽油の引取りを必要としなくなった場合においては、遅滞なく当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。

第58条の13 免税軽油使用者が免税証（免税軽油の引取りであることを証する書面をいう。以下この節において同じ。）の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して施行規則第16号の21様式の免税証交付申請書を知事に提出しなければならない。この場合において法第144条の21第1項ただし書の規定により免税証の交付を受けようとする者は、施行規則第16号の23様式の免税証交付申請先届出書の写しを知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、18リットルを下らないようにするものとする。

3 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証をとりまとめて提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した施行規則第16号の22様式の共同申請明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第1項の申請書の提出があった場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他施行令第43条の15第16項各号に

掲げるときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

- 5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所の所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。
- 6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。
- 7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から 1 年以内において知事が免税証に記入した期間とする。
- 8 前条第 4 項後段の規定は、免税証について準用する。

(施行令第 43 条の 15 第 13 項の届出)

第 58 条の 14 県内に免税軽油の使用に係る事務所又は事業所が所在する免税軽油使用者は、法第 144 条の 21 第 1 項ただし書及び施行令第 43 条の 15 第 13 項の規定により他の都道府県知事に免税証の交付を申請する場合においては、施行規則第 16 号の 23 様式の免税証交付申請先届出書を知事に提出しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務)

第 58 条の 15 免税軽油使用者証の交付を受けた者（法第 144 条の 21 第 2 項後段の規定により 2 人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この条において同じ。）は、毎月末日までに（次項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、施行規則第 16 号の 30 様式の免税軽油の引取り等に係る報告書に施行規則第 8 条の 39 に規定する事項を記入し、知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行った免税軽油をいう。次項において同じ。）を保有していない場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別の事情があると知事が認める免税軽油使用者証の交付を受けた者については、前項の報告書の提出の期限は、規則で定めるものとする。

(軽油引取税の徴収猶予の申請)

第 58 条の 16 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第 144 条の 29 第 1 項の規定により、徴収猶予を申請する場合においては、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 事務所又は事業所の所在地及び名称並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
- (3) 軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を第 58 条の 9 の納期限までに受け取ることができなかった理由及びその受け取ることができなかった金額

- (4) 提供する担保
- (5) 徴収猶予を受けようとする税額
- (6) 徴収猶予を受けようとする期間

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等)

第58条の17 法第144条の30第1項に規定する徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 軽油の代金及び軽油引取税の全部若しくは一部を受け取ることができなかつた理由又は徴収した軽油引取税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由及びその金額
- (3) 還付又は免除を受けようとする税額

2 法第144条の30第1項の規定により、軽油引取税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

(軽油を返還した場合における措置)

第58条の18 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から1月以内に次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称
- (2) 事務所又は事業所の所在地及び名称並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
- (3) 当該販売契約による軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
- (4) 販売契約の解除の理由及び解除があつた年月日
- (5) 返還に係る軽油の数量及び返還があつた年月日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第1項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称
- (2) 事務所又は事業所の所在地及び名称並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
- (3) 当該販売契約による軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
- (4) 販売契約の解除の理由及び解除があつた年月日
- (5) 返還に係る軽油の数量及び返還があつた年月日
- (6) 還付を受けようとする金額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

3 前 2 項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があったこと及びその数量を証するに足りる書類を添付しなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第58条の19 法第144条の21第8項に規定する免税取扱特別徴収義務者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、免税証を交付した都道府県知事の承認書を添付しなければならない。

(法第144条の31第4項又は第5項の知事の承認)

第58条の20 免税軽油使用者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により、知事の承認を受けようとする場合においては、承認申請書に次に掲げる事項についてその事実を証するに足りる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 免税軽油使用者が第58条の13の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量
- (2) 前号に規定する軽油の数量のうち、知事が交付した免税証に係る軽油の数量
- (3) 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要がある理由
- (4) 免税軽油以外の軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
- (5) 免税軽油以外の軽油の引渡しを行った軽油の販売業者の事務所又は事業所の所在地及び氏名又は名称
- (6) 免税軽油以外の軽油について免税証の交付を申請することができなかった理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 知事は、前項の承認をした場合においては、承認書を同項の免税軽油使用者に交付する。

(法第144条の32の知事の承認)

第58条の21 元売業者（法第144条の32第1項第1号及び第2号に掲げる場合にあっては、法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、法第144条の32第1項の規定により、知事の承認を受けようとする場合においては、申請書を知事に提出しなければならない。

(事業の開廃等の届出)

第58条の22 県内に主たる事務所又は事業所が所在する特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等（軽油の製造又は輸入をすることを業とする者で元売業者以外のものをいう。以下この節において同じ。）は、事業を開始しようとするときは、その旨を、当該事務所又は事業所ごとに、知事に届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止するときも、同様とする。

2 軽油製造業者等が、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等と、継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結したときは、その当事者で県内に主たる事務所又は事業所が所在するものは、その旨を、

知事に届け出なければならない。当該販売契約が終了したときも、同様とする。

- 3 特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、前 2 項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を当該各項の規定に準じて知事に届け出なければならない。

(軽油の引取りの報告等)

第58条の23 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、法第144条の35第1項の規定により毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行った軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、前月の末日における軽油の在庫数量並びに施行規則第8条の47に規定する事項を、知事に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する者以外の者は、軽油の製造をした場合には、当該製造をした日から30日以内に軽油の製造に関する事実及びその数量並びに施行規則第8条の48に規定する事項を、知事に報告しなければならない。

- 3 前 2 項に規定する者は、これらの規定により報告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

(軽油引取税の申告納付の手続)

第58条の24 第58条の7第1項ただし書の規定によって軽油引取税を申告納付すべき納税者は、第57条第3項から第5項まで又は第58条第1項第1号、第2号若しくは第5号に掲げる者にあつては毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において当該販売、消費又は譲渡に係る軽油引取税について、第57条第6項に掲げる者にあつてはその者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有に係る軽油に係る軽油引取税について、第58条第1項第3号又は第4号に掲げる者にあつては当該消費又は譲渡をした日から30日以内に、当該消費又は譲渡に係る軽油引取税について、同項第6号に掲げる者にあつては当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税について課税標準量、税額その他必要な事項を記載した納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額をそれぞれ納付書によって納付しなければならない。

(軽油引取税の保全担保)

第58条の25 知事は、軽油引取税に係る徴収金の保全のため必要があると認めるときは、施行令第43条の14に規定するところにより、軽油引取税に係る徴収金の担保として、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に対し、金額及び期間を指定して、法第16条第1項各号に掲げる担保又は金銭の提供を命ずることができる。

- 2 法第16条第3項及び第16条の5の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(法第144条の22第4項又は第144条の25第5項の規定による軽油引取税の普通徴収の手続)

第58条の26 第58条の7第2項の規定によって軽油引取税を徴収する場合には、次に掲げる者に対して、軽油引取税の納税通知書を交付する。

- (1) 法第144条の22第1項の者又は同条第2項の法人若しくは人
- (2) 法第144条の25第2項の者又は同条第3項の法人若しくは人

- 2 前項の場合における軽油引取税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(軽油引取税の減免)

第58条の27 知事は、第58条の7第1項ただし書の規定によって軽油引取税を申告納付すべき納税者が天災その他特別の事情がある場合において、軽油引取税の減免を必要とすると認める者に限り、当該納税者の申請により軽油引取税を減免することができる。

2 前項の規定によって軽油引取税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 納税者の住所及び氏名又は名称
- (2) 減免を受けようとする税額
- (3) 減免を受けようとする理由
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項  
(軽油引取税に係る不足金額等の納入又は納付の手続)

第58条の28 軽油引取税の特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者は、法第144条の44第4項の規定による更正若しくは決定の通知又は法第144条の47第4項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知若しくは法第144条の48第4項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。）及びその延滞金又は過少申告加算金若しくは不申告加算金若しくは重加算金を納入書又は納付書によって納入し、又は納付しなければならない。

第59条第1項中「（昭和26年法律第185号）」を削る。

第60条第1項中第6号中「（昭和23年法律第205号）」を削る。

第64条第1項中「自動車税・自動車取得税申告書」を「自動車取得税・自動車税申告書」に改める。

第69条第1項第1号中「（身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「次に」を「第55条第2項各号に」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「次に」を「第55条第3項各号に」に改め、同項各号を削る。

第3章第1節及び第2節を次のように改める。

第1節及び第2節 削除

第99条から第131条まで 削除

附則第10項の3及び第10項の8中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第15項中「自家用の自動車」の次に「（第43条第1項の自動車をいう。次項から附則第18項までにおいて同じ。）」を加え、「第102条」を「第46条」に改める。

附則第15項の次に次の2項を加える。

15の2 附則第17項の4第1号若しくは第2号に掲げる軽油自動車又は附則第17項の5に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

15の3 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（附則第17項、第17項の3及び第17項の4において「車両総重量」という。）3.5トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。附則第17項の4において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（附則第17項及び第17項の3から第17項の5までにおいて「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（附則第17項の3から第17項の6までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（附則第17項の3から第17項の6までにおいて「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

(2) 附則第17項の6に規定する第二種省エネルギー自動車

附則第16項から第17項の3までを次のように改める。

16 電気自動車（電気を動力源とする自動車であって施行規則で定めるものをいう。）であって初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

17 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車であって施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）であって初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので施行規則で定め

るもの

- (2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

17の2 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率から100分の2.4を控除した率とする。

17の3 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率から、100分の1.6（当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあっては、100分の2.7）を控除した率とする。

- (1) 車両総重量が3.5トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

- (2) 車両総重量が3.5トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第17項の3の2を削る。

附則第17項の4及び第17項の5を次のように改める。

17の4 次に掲げる軽油自動車であって初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前3項、次項又は附則第17項の6の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1）を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の0.5）をそれぞれ控除した率とする。

- (1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- (2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- (3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車であつて施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

17の5 第一種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得（附則第16項から第17項の3までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

附則第17項の5の次に次の2項を加える。

17の6 第二種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（附則第16項から第17項の3まで又は前項の規定の適

用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第45条第1項の規定の適用については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

17の7 前2項の規定は、第49条第1項又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第18項から第20項までを次のように改める。

(自動車取得税の免税点等の特例)

18 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第47条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは「50万円」とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

19 第58条の12から第58条の15まで、第58条の19及び第58条の20の規定は、法附則第12条の2の4の規定によって軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第58条の12第1項中「法第144条の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の4第1項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第2項中「法第144条の6に規定する」とあるのは「法附則第12条の2の4第1項各号に掲げる」と、同条第3項中「起算して3年」とあるのは「平成24年3月31日まで」と読み替えるものとする。

20 平成30年3月31日までに第57条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第58条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第57条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、第58条の6の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

附則第20項の2を削る。

附則第21項中「第111条第3項」を「第57条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

3 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 4 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第57条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは新条例第58条第1項各号（第3号又は第4号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第57条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。
- 5 施行日前にこの条例による改正前の和歌山県税条例（以下「旧条例」という。）第111条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第112条第1項各号（第3号又は第4号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第111条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 6 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成20年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。  
第3条の2第2項の改正規定及び附則第3項中「第700条の15第1項」を「第144条の21第1項」に改める。

近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 和歌山県条例第51号

近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

（近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第1条 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例（昭和41年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

（和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第2条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

（和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第3条 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（平成12年和歌山県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。